

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)					担当局	担当
令和1年 11月7日	令和1年 11月21日	令和元年10月16日起案 墓地等 経営許可について	部分公開	1	6			号	健康局	環境衛生監視 課（環境衛生 指導グルー プ）
令和1年 11月8日	令和1年 11月21日	・公衆喫煙所の設置状況等の調 査（集約：平成31年4月1日付 け照会にかかる回答） ・公衆喫煙所の設置状況等の調 査（建設局回答分2か所：平成 31年4月1日付け照会にかかる 回答） ・公衆喫煙所の設置状況等の調 査（環境局回答分：平成31年4 月1日付け照会にかかる回答） ・「屋外分煙所」整備に関する 意向調査（調査票）（環境局の み：令和元年9月9日付け照会に かかる回答） ・第3回屋外分煙所整備の促進 に向けた検討会出席者報告	公開					号	健康局	健康づくり課
令和1年 11月22日	令和1年 12月6日	電話対応記録（平成31年3月27 日）	公開					号	健康局	保健医療対策 課
令和1年 11月22日	令和1年 12月6日	大阪市保健所が〇〇病院ご調査 時指導対象はないと決められた 際の内容と医政発才912001号に 基き保健所〇〇病院間の応答に かゝる書面公開希望 同じ内容で〇〇病院、〇〇分の 開示も希望	不存在					号	健康局	保健医療対策 課
令和1年 11月22日	令和1年 12月6日	相談窓口（苦情・提言）受付処 理票、電話対応記録、市民の声 回答 （別紙1のとおり）	部分公開	1	5			号	健康局	保健医療対策 課
令和1年 11月22日	令和1年 12月6日	保医発0305号才1指導部署と保 健所間は近畿厚生局管理課は同 じ庁内で連携は当然と指示 連携皆無であったこと（本来は 連携ありと明言 〇〇〇〇氏） を妥当とする文書開示	不存在					号	健康局	保健医療対策 課
令和1年 11月22日	令和1年 12月6日	保医発0305号才1の対象に関し 保健所は近畿厚生局へ伝えよと 偽指示を1年9ヶ月指示継続さ れる論拠開示希望 上に関し通報先は近畿厚生局で はないと同局否定にも拘らず〇 〇氏は近畿厚生局指示下さる文 書開示希望	不存在					号	健康局	保健医療対策 課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)					担当局	担当
令和1年 11月22日	令和1年 12月6日	個人情報保護条例に依りますと 国は自治体の長に保護条例を委 せており大阪市の場合その責務 は松井市長氏にあり松井氏は大 阪市保健所に個人情報保護（医 療関係分）の指導をお委せで す。〇〇氏及保健所がその任を 放棄される故ダイバーシティ推 進室が〇〇氏放棄の補綴中 加 えて財務省主計局がご尽力中で す。〇〇氏が指導外と主張され るなら公文書など開示下さい	不存在					号	健康局	保健医療対策 課
令和1年 11月22日	令和1年 12月6日	〇〇氏が同病院の資用アンケ ート及臨床外品臨床用に使用の全 指導に該当しない説明すると保 健所担当の言医師法医療法抵触 しない公文書及医政発第912001 号抵触の250点をも指導該当し ない公文書及診療室で医師法違 反実行の上再診料請求可能なる 公文書開示希望	不存在					号	健康局	保健医療対策 課
令和1年 11月25日	令和2年1 月8日	①ー③ 保健所が指導すべき事項は 見当たりませんの言について 過去1年10ヶ月間（10/18 は除く）に保健所は市民・公開 請求者 公開請求者 公開請求者 が不正と思っている 事項について1度もご質問 はありません それに関し市民と病院間で何が 生じたか ご不明状況で指導有 無のご判断が可能である事例を 具体的ご教示ください 何が不具合（法抵触と市民が愚 考している点）不明のまゝ（ご 下問のないまゝ）指導すべき事 項が見当たらない理由開示希望 他17件	不存在					号	健康局	総務課 保健医療対策 課
令和1年 11月25日	令和1年 12月6日	〇〇病院の市民が不正と考える 質問について〇〇氏説明責任有 と保健所〇〇氏の言 市民はサッカーボールではない 大阪市として説明責任を明記す る文書開示希望（11/25）〇〇 氏説明不可（11/22）〇〇氏は 〇〇氏に有 責任所在明確化文 書開示〇〇氏は9/20も説明不 可の言	不存在					号	健康局	保健医療対策 課